



平成23年5月6日
事務連絡

各都道府県私立専修学校各種学校主管課 御中

文部科学省生涯学習政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室

平成23年度補正予算（第1号）の成立について

平素より、専修学校・各種学校の振興にご尽力賜り、感謝申し上げます。

この度の東日本大震災の復旧のため、国会において平成23年度補正予算（第1号）が成立し、専修学校・各種学校関係で措置された事項については別紙のとおりとなります。

このうち、災害復旧費補助については、今回の震災により被害を受けた学校法人立又は準学校法人立の専修学校及び各種学校（各種学校は外国人学校に限る）の施設について、復旧に必要な工事費等の1/2を補助することとなりました。

同補助により復旧の対応が可能な施設・設備、手続きの進め方等については、別添「私立専修学校及び各種学校施設の災害復旧事業の概要」とおりです。事業計画書等については現在調整中ですが、同補助の申請に向けた準備を進めていただきたいと存じます。（必要に応じて事前着工可）

なお、この補助事業の執行に係る事務については各都道府県にお願いしていることを申し添えます。（平成12年4月3日文部省告示第57号）

大変ご多忙とは存じますが、貴管下の専修学校・各種学校への周知等、何卒よろしくお願い致します。

【本件担当】

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室専修学校第二係

松井、清家

電話：03-5253-4111（内線2938）

FAX：03-6734-3715

E-mail: syosensy@mext.go.jp

東日本大震災関係予算

－ 専修・各種学校関係 －

■ 平成 23 年度第 1 次補正予算関係（以下 1～3）

1 災害復旧事業 17 億円

- ▶ 学校法人・準学校法人が設置する専修・各種学校※の施設・設備等の災害復旧に必要な経費を補助（補助率 1/2）

※ 各種学校は、外国人学校を対象。

2 災害復旧のための融資拡充

（226 億円の内数）

【日本私立学校振興・共済事業団への出資金】

- ▶ 学校法人・準学校法人立の専修・各種学校※の災害復旧事業費や教育環境整備のため、経営等に必要な資金を融資。

※ 各種学校は、職業に必要な技術の教授を目的とするもの及び外国人学校を対象。

- 災害復旧分（181 億円の内数）
- 経営資金分（45 億円の内数）* 無利子融資の逆ざや補填

〔融資率〕

- ・ 災害復旧分 当初 5 年間：無利子、6～7 年目：1.0%、8～25 年目：1.2%
- ・ 経営資金分 当初 5 年間：無利子、6～7 年目：0.4%

〔参考：財投〕日本私立学校振興・共済事業団への追加貸付 441 億円の内数
（災害復旧分 389 億円の内数、経営資金分 52 億円の内数）

- ▶ 事業団への既往債務について、必要に応じ返還猶予を実施。

3 家計急変に伴う奨学金の緊急・応急採用

（35 億円の内数）

【(独)日本学生支援機構による奨学金事業の拡充(専門学校分を含む)】

- ▶ 被災した専修学校（専門課程）の生徒を対象に、奨学金の緊急貸与（無利子）を拡充するとともに、応急貸与（有利子）を実施。

※ 専修学校（高等課程）の生徒を対象とした奨学金事業については、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金で実施。

- ▶ 被災者については、必要に応じ奨学金の減額返還・返還猶予を実施。

4 既存予算（H23 当初予算）の活用

➤ 私費外国人留学生学習奨励費給付制度の活用（専修学校専門課程）

- * 私費留学の留学生に対する奨学金制度。

➤ 専修学校留学生総合支援プランの活用（23 年度当初予算額 99 百万円）

- * 本プランの取組の中で、被災地等の留学生への対応施策として、以下①～③の取組を実施。

- ① 多言語に対応したWEBサイトを構築し、東日本大震災に関連する留学生への情報提供を行う。
- ② 被災地や一時帰国している留学生に対し、修学手続きや奨学金に関する相談・アドバイスを行う。
- ③ 被災地留学生等の就職活動が円滑に進むよう、就職対策講座やインターンシップ等を実施する。

(※) 事業を受託する法人（各都道府県の専修学校各種学校協会や学校法人）は、広域的なネットワークを構築し、所在する都道府県内全域を対象とした取組を行うこと（複数県にまたがることも可）。

➤ 教育装置・情報設備等整備費の活用（23 年度当初予算額 986 百万円）

- * 教育装置・学内LAN装置の整備費
- * 情報処理関係設備（パソコン）の整備費

〔補助率〕 1／2 以内

私立専修・各種学校施設等の災害復旧事業

(平成23年度1次補正予算額: 17億円)

背景・課題

東日本大震災により、専修学校等においても多数の被害が発生。

建物の被害状況

▶ 私立専修学校・各種学校：288校

(平成23年5月2日現在)

(被災報告の多い県) 宮城県67校、福島県42校、岩手16校 等

▼ 東日本航空専門学校 (宮城県)



●津波により破壊された実習室

▼ 今泉女子専門学校 (福島県)



●地震により天井が崩落した教室



災害復旧事業の概要

東日本大震災により被災した、専修・各種学校校舎等の施設・設備等の復旧に要する工事費等に対し、国がその1/2を補助(予算補助)。

【補助事業者】

学校法人又は準学校法人立の専修学校及び各種学校※

※各種学校は外国人学校を対象

【補助対象】(自己所有のものに限る)

- 校舎等建物の新築・補修復旧費、建物敷地、運動場などの土地の復旧費
- 塀、電灯、自転車置き場などの建物以外の構造物の新築・補修復旧費
- 教材、教具、机、椅子などの設備の修理・新規購入費(消耗品を除く)

私立専修学校及び各種学校施設の災害復旧事業の概要

1. 概要

「東日本大震災」により被災した、私立専修・各種学校における校舎等施設の復旧に要する工事費等に対して、国がその1/2を補助する。【予算補助】

2. 補助対象校

学校法人立又は準学校法人立の専修学校及び各種学校（各種学校は外国人学校を対象）

3. 補助率

復旧等に必要な工事費等の1/2

4. 補助対象

【内容】 自己所有のものに限る。

- ▶ 校舎等建物の新築・補修復旧費、建物敷地、運動場などの土地の復旧費
- ▶ 塀、電灯、自転車置き場などの建物以外の構造物の新築・補修復旧費
- ▶ 教材、教具、机、椅子などの設備の修理・新規購入費（消耗品を除く）

【補助要件】 以下の要件①及び②のいずれの基準も満たす場合に補助事業の対象となる。

<要件①> 復旧費の合計（A）が以下の金額以上のもの

- ・専修学校専門課程、一般課程・・・・・・・・・・・・・・・・ 240万円以上
- ・専修学校高等課程・・・・・・・・・・・・・・・・ 210万円以上
- ・各種学校（外国人学校）高等学校相当・・・・・・・・ 210万円以上
- ・各種学校（外国人学校）中学校及び小学校相当・・・・ 150万円以上
- ・各種学校（外国人学校）幼稚園相当・・・・・・・・ 60万円以上

▼ 復旧費合計（A）の算出方法

建物	+	工作物	+	土地	+	設備	=	復旧費合計（A）
〔建物〕		当該学校の使用に供されている建物 ※ 校舎、屋内運動場、寄宿舎等 (建物に附属する電灯、電力、ガス、給排水等の附帯設備を含む)						
〔工作物〕		土地に固着している建物以外の工作物 ※ 塀や柵、自転車置き場、バックネット等						
〔土地〕		当該学校の用に供する土地 ※ 学校敷地、屋外運動場、実習地等の校地及び校地造成施設 (校地造成施設とは、排水溝、側溝、テニスコート等のコート類等をいう)						
〔設備〕		教材、教具、机、椅子、機械、器具、図書等の備品（消耗品を除く） ※ 詳細は次ページの「復旧費等に関する注意事項」及び「【別添1】実施要領」を参照 ※ 建物の工事を伴わない設備復旧費のみの申請も可（要件を満たしている場合）						

＜要件②＞ 生徒一人あたりの復旧費が750円以上であること。

【考え方】

要件①の復旧費の合計（A）を、被災時点（平成23年3月11日）の生徒数（B）で除した金額が750円以上であること。

$$\blackrightarrow \frac{A}{B} = \boxed{750円以上}$$

復旧費等に関する注意事項

【補助対象金額について】

上記の復旧費とは、文部科学省所定の計算方法（「【別添2】調査要領等」参照）によるもので、実際に要した工事費が全て補助対象金額となるものではありません。

※ 通常は「実際に要した工事費＞文部科学省所定の計算方法による補助対象金額」となります。

【原形復旧の原則について】

災害復旧事業は、あくまでも原形復旧を原則としており、グレードアップ分等は補助対象となりません。ただし、別敷地への移転や材質の改良等が認められる場合があります。（詳細は「【別添2】調査要領等」第4参照）

【対象となる専修学校設備について】

（1）当該学校の設置者の所有に係るもので、教育及び管理運営に直接必要な設備。

〔例〕入浴実習・特殊浴システム、アパレルCADシステム、実習用PC、教育用構造実験シュミレーション装置 など

（2）当該学校の設置者の所有に係るもので、生徒及び教職員の厚生指導・福利に必要な設備。

〔例〕映写機・運動用具等の厚生補導設備、厨房設備、ウォータークーラー、ボイラー設備、塵埃消却設備 など

設備費の額の算定について

- 専修学校専門課程及び一般課程の設備の復旧費の算出にあたっては、教育との関連、復旧の必要性、使用状況等を総合的に勘案し、合理的な方法で算定された実被害額とする。
- 専修学校高等課程の設備の復旧の算出にあたっては、高等学校と同レベルの算定方法が適用される。

（算定方法の詳細は「【別添1】実施要領」を参照）

【災害復旧事業の摘要除外について】

- ・ 明らかに設計の不備、施行の不良に起因すると認められるもの
- ・ 維持管理義務の著しい怠慢によるもの
- ・ 事前着工を行ったもので、写真等の資料により被害の事実の確認ができないもの
- ・ 災害復旧事業以外の事業の工事施行中のもの

5. 国の現地調査

【内容】

文部科学省及び財務省各地方財務局が、「【別添2】調査要領等」に基づき、復旧事業の計画内容が東日本大震災（余震含む）による被害であるかどうかを確認するとともに、被災施設の原形及び被災状況を調査するもの。事実上、復旧費の内容を決定する重要な調査。

→ 復旧事業計画書及び必要書類については現在調整中のため、後日改めて連絡。

【対象】

当該補助金の申請を行う全ての専修学校等。

→ 机上調査の基準拡大等について現在調整中のため、後日改めて連絡。

6. 事前着工について

教育活動に支障が生じないように、速やかに被災施設の安全性を確保するため、国の現地調査を待たず、**事前着工を行うことが可能**。（「【別添2】調査要領等」第7参照）

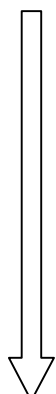
【留意点】

- ・ 東日本大震災（余震含む）によって被災した事実を証明する被災後の写真や関係書類等が必要（設備含む）。そのため、被災直後の被害状況が復旧箇所ごとに分かるような写真や関係書類等を保存しておくこと。写真は、メジャー等で被害規模がわかるような撮影方法によること。（「【別添2】調査要領等」第9-1参照）
- ・ 前年度（震災発生日以降の平成23年3月11日～31日）の事前着工であっても可。
- ・ 事前着工する場合は、「事前着工届」（別添3）を文部科学省へ提出（都道府県とりまとめ）すること。**提出期限：平成23年5月末日**（それ以降のものについては適宜受付）
- ・ ただし、工法、被災範囲等について国庫負担することを承認したものではないので注意すること。

7. 今後の手続きの流れ（補助金の交付まで）

※ 上記「6.」のとおり、必要に応じ、以下「復旧事業計画書」の提出前に着工が可能

※ 各手続きの時期については未定（財務省との協議等を踏まえ、今後適宜連絡）



【文部科学省】	「私立専修学校及び各種学校施設の災害復旧事業の概要」発出（本件）
【都道府県】	「事前着工届」提出（文科省締切：5月末日、それ以降は適宜受付）
【文部科学省】	都道府県を通じ、復旧事業計画書の提出を依頼
【都道府県】	各校からとりまとめた復旧事業計画書を提出
【文部科学省】	復旧事業計画の事前把握
【文部科学省】	現地調査・補助金額の査定
【文部科学省】	調査報告（現地調査終了後、随時）
【文部科学省】	補助金の交付

【本件担当】

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室専修学校第二係 松井、清家
電話：03-5253-4111（内線2938）
FAX：03-6734-3715
E-mail: syosensy@mext.go.jp

※ 本実施要領は、交付要綱に付随するものであり、文言等については現在調整中です。ただし、文中の工事費の額や別表の基準額等は「激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律施行令」に基づくものです。

私立専修学校等災害復旧事業実施要領

1. 補助対象事業の範囲

私立専修学校等の用に供される建物等（以下、「建物等」という。）で、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものについて、その災害の復旧に要する工事費（災害の復旧に要する本工事費、附帯工事費（買収その他これに準ずる方法により建物を取得する場合にあっては買収費）及び設備費をいう。以下同じ。）及び事務費について補助することができる。ただし、明らかに設計の不備若しくは工事施工の粗漏に基づいて生じたと認められる被害にかかるものについては、補助を行わないものとする。

- 一 一の建物等の復旧に要する工事費の額を被災時における当該私立専修学校等の生徒の数で除して得た額が、750円以上であること。
- 二 一の私立専修学校等当たりの工事費の額が、専修学校のうち、高等課程を置くものにあつては210万円以上、専門課程又は一般課程を置くものにあつては240万円以上、我が国に居住する外国人を専ら対象とする各種学校（以下「外国人学校」という。）のうち、幼稚園相当のものにあつては60万円以上、小学校及び中学校相当のものにあつては150万円以上、高等学校相当のものにあつては210万円以上であること。

2. 私立専修学校等災害復旧事業に対する補助

- (1) 事務費の額は、工事費に百分の一を乗じて算定した額とする。
- (2) 工事費は、当該私立専修学校等の用に供される建物等を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該建物等の従前の効用を復旧するための施設をすること及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適當である場合において当該建物等に代わるべき必要な施設をすることを含む。）ものとして算定するものとする。この場合において、設備費の額は、別表第1左欄に掲げる学校の種類に応じて同表右欄に掲げる生徒一人当たりの基準額に被災時における当該学校の生徒の数（別表第2に定めるところにより、補正を行うものとする。）を乗じて得た額に、当該学校の別表第3左欄に掲げる建物の被害の程度の区分に応じて同表右欄に掲げる割合及び災害を受けた建物の同表左欄に掲げる被害の程度ごとの面積の当該学校の建物の全面積に対する割合を乗じて算定するものとする。
- (3) (2) の場合において、当該建物の被害の程度に比して設備の被害の程度が著しく大きかったことその他特別の理由により、当該算定方法によることが著しく不適當であると認められるときは、文部科学大臣は、財務大臣と協議して当該設備費の額を算定することができる。

3 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、災害復旧事業の対象となる施設、復旧費算出の原則等については、「文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領」の例による。
- (2) (1) の場合において、第5の4のア及びイに定める、「令別表第三」は「実施要領別表第1」と、「令別表第四」は「実施要領別表第2」と、「令別表第二」は「実施要領別表第3」と、第5の4のイ(エ)中、「大学(短期大学・高等専門学校を含む。)」は「専修学校専門課程」と、読み替えるものとする。

別表第1

学校等の種類		生徒一人当たりの基準額	
専修学校	高等課程	文化・教養関係、商業実務関係に関する学科	9,500円
		農業関係に関する学科	13,500円
		工業関係に関する学科	28,000円
		教育・社会福祉関係、医療関係、衛生関係、服飾・家政関係に関する学科	10,500円
	専門課程 一般課程	当該学科の分野に応じ、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める額	
外国人学校	幼稚園相当		4,000円
	小学校相当		5,500円
	中学校相当		7,500円
	高等学校相当	文化・教養関係、商業実務関係に関する学科	9,500円
		農業関係に関する学科	13,500円
		工業関係に関する学科	28,000円
		教育・社会福祉関係、医療関係、衛生関係、服飾・家政関係に関する学科	10,500円

別表第2

学校の種類		生徒の数	生徒の数の補正の方法
専 修 学 校	高等課程	50人以下	$50人 \times 3.18$
		51人から100人まで	$生徒の数 \times 3.18$
		101人から400人まで	$100人 \times 3.18 + (生徒の数 - 100人) \times 0.84$
		401人から800人まで	$400人 \times 1.41 + (生徒の数 - 400人) \times 0.59$
		801人から1,600人まで	$800人 \times 1.00 + (生徒の数 - 800人) \times 0.42$
		1,601人以上	$1,600人 \times 0.71 + (生徒の数 - 1,600人) \times 0.37$
外 国 人 学 校	小学校 相当	50人以下	$50人 \times 1.95$
		51人から100人まで	$生徒の数 \times 1.95$
		101人から300人まで	$100人 \times 1.95 + (生徒の数 - 100人) \times 0.90$
		301人から600人まで	$300人 \times 1.25 + (生徒の数 - 300人) \times 0.75$
		601人から1,200人まで	$600人 \times 1.00 + (生徒の数 - 600人) \times 0.56$
		1,201人以上	$1,200人 \times 0.78 + (生徒の数 - 1,200人) \times 0.52$
中 学 校 相 当	中学校 相当	50人以下	$50人 \times 1.72$
		51人から100人まで	$生徒の数 \times 1.72$
		101人から250人まで	$100人 \times 1.72 + (生徒の数 - 100人) \times 0.95$
		251人から450人まで	$250人 \times 1.26 + (生徒の数 - 250人) \times 0.67$
		451人から900人まで	$450人 \times 1.00 + (生徒の数 - 450人) \times 0.56$
		901人以上	$900人 \times 0.78 + (生徒の数 - 900人) \times 0.42$
高 等 学 校 相 当	高等学校 相当	50人以下	$50人 \times 3.18$
		51人から100人まで	$生徒の数 \times 3.18$
		101人から400人まで	$100人 \times 3.18 + (生徒の数 - 100人) \times 0.84$
		401人から800人まで	$400人 \times 1.41 + (生徒の数 - 400人) \times 0.59$
		801人から1,600人まで	$800人 \times 1.00 + (生徒の数 - 800人) \times 0.42$
		1,600人以上	$1,600人 \times 0.71 + (生徒の数 - 1,600人) \times 0.37$

別表第3

建物の被害の程度の区分	設備費の基準額に乗すべき割合
流出の場合	10分の10
全壊又は全焼の場合	10分の9
各階につき床上2メートル以上の浸水の場合	10分の8
各階につき床上1.2メートル以上2メートル未満の浸水の場合	10分の7
土砂崩壊による半壊の場合	10分の5
各階につき床上0.7メートル以上1.2メートル未満の浸水の場合及び半壊(土砂崩壊による半壊を除く。)又は半焼の場合	10分の3
各階につき床上0.3メートル以上0.7メートル未満の浸水の場合及び土砂崩壊による大破の場合	10分の1

文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領

昭和45年11月12日
文管振第172号
改正 昭和59年11月2日
文高助第27号
改正 平成13年1月6日

第1 趣旨

文部科学省所管の私立学校施設災害復旧費算定の基礎となる調査については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和37年政令第403号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 災害原因の調査

災害原因については、法第2条第1項の規定により激甚災害の指定を受けた災害（以下「激甚災害」という。）による被害であるかどうかを確認するとともに、被災施設の原形及び被災状況を調査するものとする。

第3 災害復旧事業の対象となる施設

激甚災害により被害を受けた私立の学校（小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，高等専門学校，大学，盲学校，ろう学校，養護学校及び幼稚園とする。）の所有にかかる次に掲げるものをいう。

1 建物

当該学校の使用に供されている建物（教員住宅を除き、それ以外の建物に附属する電灯，電力，火災予知，火災報知，ガス，給排水等の附帯設備を含む。）

2 建物以外の工作物

土地に固着している建物以外の工作物

3 土地

学校敷地，屋外運動場，実習地等の校地及び校地造成施設

4 設備

校具，教材，教具，机，椅子等の物品

第4 復旧費算出の原則

復旧費は、被災施設を原形に復旧するものとして算出することを原則とするが、原形に復旧することが不可能な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設をするものとして算出し、原形に復旧することが著しく困難であるか又は不相当である場合においては、当該施設に代わるべき必要な施設をするものとして算出する。

1 原形に復旧するとは被災前の位置に被災施設と形状，寸法及び材質の等しい施設に復旧することをいう。

2 原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をするとは、次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

一 原形の判定が可能な場合

(建物の補修又は建物以外の工作物の復旧)

- (1) 地形地盤の変動のため、その被災施設を原形に復旧することが不可能な場合において延長を増加し、根継をし、陥没した沈下量をかさ上げし、基礎工法を変更する等形状若しくは寸法を変更して施行する工事又はこれに伴ない材質を改良して施行する工事

(土地の復旧)

- (2) 校地又は校地造成施設が被災し、地形地盤の変動のためその被災施設を原形に復旧することが不可能な場合において法長若しくは延長を増加し、根継をする等、形状若しくは寸法を変更して施行する工事又はこれに伴ない材質を改良して施行する工事若しくは排水工、山留工等を設けて施行する工事

(その他)

- (3) 前各号に掲げるものに類する工事

二 原形の判定が不可能な場合

原施設が流失又は埋没し、原形の判定が不可能な場合において被災地及びその附近の残存施設等を勘案し、被災後の状況に即応した工法により施行する工事

- 3 原形に復旧することが著しく困難な場合において当該施設に代わるべき必要な施設をするとは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 校地又は校地造成施設が被災し、地形地盤の変動のため、又はその施設の除却が困難なためその被災施設を原形に復旧することが著しく困難な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため位置又は法線を変更して施行する工事、又はこれに伴ない形状若しくは寸法を変更し若しくは材質を改良して施行する工事若しくは排水工、山留工等を設けて施行する工事

- (2) その他前号に掲げるものに類する工事

- 4 原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該施設に代わるべき必要な施設をするとは、次に掲げる場合をいう。

一 建物の補修、工作物の復旧の場合

- (1) 主要構造部分が折損し、又は傾斜し、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため添柱、方杖、バットレス、水平筋違、筋違等補強して施行する工事
- (2) 建築基準法、その他建物保安上の諸法令の規定により被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において施行する必要最小限度の工事
- (3) 被災施設の立地条件の悪化等により過去三回以上浸水被災し、原形に復旧することが著しく不適当な場合において木造床をコンクリート床とする等耐水工法で施行する必要最小限度の工事
- (4) その他前各号に掲げるものに類する工事

二 土地の場合

- (1) 校地又は校地造成施設が被災し、地形地盤の変動等のため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため、位置若しくは法線を変更し、形状若しくは寸法を変更し、又は材質を改良して施行す

る必要最小限度の工事，排水工，山留工等を設けて施行する工事

(2) 被災施設が地すべり崩壊等により著しく埋そく又は埋没したため，その被災施設を原形に復旧することが著しく不適當な場合において，当該施設の従前の効用を復旧するため土砂止等を設けて施行する工事

(3) その他前各号に掲げるものに類する工事

第5 復旧費算出の基礎

1 建物

(1) 新築復旧

建物が全壊又は半壊した場合の復旧費の算定は，全壊又は半壊の面積に第8の3に定める単位当たりの新築単価を乗じて得た額とする。

(2) 補修復旧

建物の被災状態が新築復旧の必要のない被害の場合においては，当該補修に要する経費を第8単価歩掛りにより算出する。

なお，再使用可能の残材があるときは，これを使用することとして復旧費を算出することとする。

2 建物以外の工作物

建物以外の工作物が被災した場合においては，その新築又は補修に要する経費を第8単価歩掛りにより算出する。

3 土地

土地が被災した場合においては，その復旧に要する経費を第8単価歩掛りにより算出する。

4 設備

設備が被災した場合においては，復旧に要する経費を基準計算額と特例計算額とに区分して算出する。

ア 基準計算額とは，児童等1人当たりの基準額に被災時の当該学校の児童等の数を乗じて得た額に建物の被害の程度の区分に応じた割合及び被災した建物を被害の程度ごとに区分した面積の当該学校の建物の全面積に対する割合を乗じて得た額をいう。但し，実被害額が基準計算額を下廻るものについては，実被害額を基準計算額とみなす。

注：基準計算額算出は建物の被害の程度区分ごとに，次の算式によって得た金額の合計額である。

$$A \times B \times C \times D = X$$

A = 令別表第3に定める児童等1人当たりの基準額

B = 令別表第4により補正を行った後の被災時における児童等の数

C = 令別表第2に定める建物の被害程度ごとに区分した面積の全面積に対する割合

D = 令別表第2に定める建物の被害の程度の区分に応じた設備費の基準額に乗ずべき割合

イ 特例計算額とは，建物の被害の程度に比して設備の被害の程度が著しく大きいとき，又はその他特別の事由により基準計算額のみにより復旧費を算出することが著しく不適當と認められる場合において，次により算出した額をいう。

(ア) 船（ボート類を除く）

A 船が流失，沈没（引揚不能）又は全壊した等のため，新たに建造を要する場合においては別途指示する単価により算出した額

B 船が沈没して引揚を必要とする場合においては，引揚に要する経費

C 船が破損して補修又は補強を必要とする場合においては，補修又は補強に要する経費

(イ) 設備復旧費の算出の基礎となる建物の被害が令別表第2に定める「建物の被害の程度の区分」に該当しない場合において，設備のみの実被害額が60万円を超える場合には，実被害額を限度とする範囲内で復旧を必要とする額

(ウ) 基準計算額が実被害額以下となる場合において，基準計算額を超え実被害額までの額を限度とする範囲内で復旧を必要とする額。但し，本項の実被害額には船（ボート類を除く）の被害額は含まないものとする。

(エ) 大学（短期大学・高等専門学校を含む。）の設備復旧に要する経費は実被害額

第6 建物の被害区分

建物復旧費算定の基礎となる被害区分は次のとおりとする。

1 全壊

建物の全部又は一部が滅失又は倒壊し，新築して復旧する必要がある状態にあるもの

2 半壊

建物の主要構造部が被災し，補強して復旧することが著しく困難又は不適當で改築しなければならない状態にあるもの

3 補修（大破以下）

(1) 大破

建物の主要構造部が被災し，補強して復旧することが可能な状態にあるもの

(2) 大破にいたらないもの

建物の主要構造部の一部又はそれ以外の部分が被災し，補修又は補強して復旧することが可能な状態にあるもの

第7 調査前施工工事

現地調査前においてすでに施行済み又は施行中の工事については，その工事が本工事の全部又は一部となるもののみを被害写真等により状況を確認して復旧費算出の対象とする。

この場合において当該工事の精算額又は精算見込額が算定した復旧費を下廻るときは，精算額又は精算見込額をもって復旧費とする。

第8 調査事務取扱

1 調査の方法

(1) 文部科学省の調査に対して財務局，福岡財務支局又は沖縄総合事務局が立会するものとする。

(2) 調査は原則として実地にて行うものとするが，やむを得ない理由により実地調査が困難である箇所については，都道府県庁等において机上にて調査を行うことができる。この場合には，写真，設計書等により被災の事実，被災の程度等を十分検討のうえ慎重に採否を決定するものとする。

2 復旧事業費の範囲

復旧事業費とは復旧工事費（本工事費，附帯工事費及び設備費）および事務費の合計額とする。

(1) 復旧工事費

ア 本工事費

事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に直接必要な労務費，材料費（材料の運搬費および保管料を含む。）及び用地費，補償費，土地の借料並びに機械器具損料，営繕損料のほか諸経費（別表諸経費率）を含むものとする。

イ 附帯工事費

本工事に附帯して設ける工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費（諸経費を含む。）とする。

ウ 設備費

教育活動を行う上に必要な校具，教材，机，椅子等の費用とする。

(2) 事務費

令第37条第2項に規定する事務費は，事業を施行するための事務に要する経費とする。

3 単価・歩掛り

文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領に定める単価表・歩掛り表を準用する。

4 調査結果の報告

調査終了後5日以内に本省あて別紙様式1により報告書を提出すること。ただし，次の各号に該当する場合は別紙様式2により報告書を提出すること。

(1) 災害復旧事業の採否について，事務上又は技術上更に検討を加える必要があると考えられる場合

(2) 1校当たりの調査額が5,000万円以上となる場合

第9 適用除外

1 調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により，被害の事実の確認できないものについては，適用を除外とする。

2 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの（この場合の工事施行中に生じた災害とは工事請負契約書に記載された着工の日（直営工事にあつては，着工届等に記載された着工の日）から竣工検査完了の日までの間に生じた災害をいう。）

別表

諸 経 費 率

区 分	率
建 物 新 築 復 旧	0 %
建 物 補 修 復 旧	1 5 %
土地復旧（校庭・コート類を含む。）	公共土木施設災害復旧工事に使用する率
工 作 物 復 旧	1 5 %
設 備 復 旧	0 %

文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査に関する申合せ事項

昭和45年11月12日
45管振第18号
改正 昭和59年11月2日
59高助第2号
改正 平成13年1月6日

1 建物以外の工作物について

土地に固着した囲障，貯水池，水泳プール及び射場（これらに類する施設を含む。）並びにこれらの附属施設，野球及び庭球のバックネット，鉄棒，井戸，百葉箱，フレーム，ピット，スベリ台等のほか次の構造物をいう。

- (1) 自転車置場として作られたもので，現に自転車置場として使用されているもの（校舎，寄宿舎等の建物の内部を利用して設けられた自転車置場を除く。），温室，畜舎，（高等学校並びに盲学校，ろう学校及び養護学校の高等部の温室及び畜舎を除く。）等の簡易な小規模構造物
- (2) 柱と屋根のみで壁のない独立した構造物（例えば，相撲場上屋）
- (3) 内部の高さが2.0メートル以下の独立した構造物
- (4) 両面が壁（腰壁は壁でないものとみなす。）で囲まれていない吹き抜けの渡り廊下棟

2 校地造成施設について

土地のうち校地造成施設とは，崖地の土留擁壁，排水溝，排水路，側溝，法面芝，テニスコート等のコート類，トラック，フィールド，砂場，造園工作物（樹木は除く。）等をいう。

3 設備について

設備とは，例えば机，椅子，書棚，楽器，図書，視聴覚教育器具，各教育の授業に用いる諸機械，車両，用具（農業に関する学科に属する動物を含む。），給食調理機械器具，食器等をいう。なお，調査要領第3の4に掲記されている校具，教具，教材とは，上記の物品の使用目的からみた区分をいう。また設備の認定に当たっては，当該学校の備品台帳に登載されているもののみを調査の対象とする。

なお，消耗品は含まない。

4 要領第8の2の(1)のイに規定する附帯工事のうち建物にあつては，下表に掲げるものが，その例である。

工事の種類	附帯工事に含めるもの	
電 灯 ・ 照 明 工 事 実験実習のための電力工事	左の工事 のための 電気配線 ，配管， 変圧器， 分電盤， 配電盤	差し込み口，取付照明器具，建築当初取付照明灯
給 水 工 事		給水管，給水栓，手洗，洗面等の取付器具，給水ポンプ，貯水槽，受水槽，さく井
排 水 工 事		排水管，トラップ，排水溜樹，犬走り側溝，排水ポンプ
衛 生 工 事		污水管，トラップ，便器，し尿浄化槽，污水ポンプ
冷 暖 房 工 事		配管，ダクト，放熱器，ボイラー及び付属設備一式，冷凍機及び付属設備一式，煙道，煙突
ガ ス 工 事		ガス配管，諸コック
給 食 リ フ ト 工 事		給食リフト一式
防 火 ， 消 火 工 事	火災報知器，感知器，火災警報機，消火栓，ボックス一式及び消防署への直接連絡設備	
放 送 等 弱 電 工 事	室内スピーカー，電気時計	
避 雷 工 事	避雷針設備工事一式	

5 調査前施行工事について

調査前、応急的に施行された工事については、その工事が本工事の全部または一部となる場合に限り調査の対象とするものであり、施行部分についての所定の単価、歩掛りを用いて積算された額と精算額（施行中のものは精算見込額）とを比較し何れか少額のを調査額とするものである。

6 建物の被害区分について

全壊とは建物の垂直支持材が折損し、屋根が地上に落下した程度以上で使用不能の状態または焼失、滅失した状態をいう。建物の主要構造部（柱、針、桁、小屋組、基礎、土台等）が被害を受け補強し使用できる状態を「大破」といい、補強不可能のもので解体して復旧しなければならない状態を「半壊」として取り扱う。

すなわち、建物の主要構造部の損壊状態のうち補強して使用できるものは、補修（大破）として取扱い解体復旧を要するものは半壊として取扱うこととなる。壁、床、天井等部分的補修を行う程度の被害を受けた状態も補修（大破にいたらないもの）として取扱う。

7 共用施設について

イ 2以上の学校がそれぞれ同一敷地内に存する場合の共用施設の災害は、次により取扱うものとする。

(1) 著しく使用度（使用回数、使用日数）の高い場合は、使用度の高い学校へ含める。

（例）野球場、テニスコート等主として大学生の使用に供されているものは大学の施設とする。

(2) 使用度のみにより難しい場合は、共用している学校の生徒数（利用生徒数が明らかな施設の場合は当該生徒数）により按分する。

（例）講堂、プール、塀、事務室、化学実験室等

（注）上記の取扱いにより一つの施設について、一部補助対象とならない部分があっても止むをえないものとする。

(3) 2以上の学校が共用する設備について、令第37条第3項の規定による設備費の算定は生徒数（利用生徒数が明らかな施設の場合は当該生徒数）の大なる一つの学校により算定するものとする。

ロ 学校およびそれ以外のものが共用している施設の災害は、それぞれの専用面積により按分する。

8 老朽、遊休施設について

老朽（腐朽して放置されているもの）、遊休施設については採択しないものとするが、対象外とした施設については、その状況を詳細に報告する。

9 臨時（仮）校舎について

本建築を行う予定があり、もしくは一時校舎として転用していた建物またはバラック建のものについては採択しない。仮校舎の判定が困難なものは仮調査額を算出し、保留として報告すること。

10 特殊施設について

国立、公立の学校に比して特殊な施設であり、学校教育上不可欠でないものについては採択しない。

（例）礼拝堂、迎賓館、乗用車、スクールバス等および附帯設備

11 令第37条第3項の別表および同条第4項において準用する令第34条第4項の協議について、令第37条第3項の別表3中、文部科学大臣が財務大臣と協議して定められたものとは、調査要領第5の4のイの(エ)を同条第4項において準用する令第34条第4項において文部科学大臣が財務大臣と協議して設備費の額を算定する場合とは、調査要領第5の4のイの(ア)、(イ)および(ウ)をいい、すでに調査前において包括協議をしたものである。

事前着工届

		都道府県	
設置者名		学校名	
災害名		被災日	
被災状況			
事前着工の 復旧内容			
工事期間			
事前着工の 理由			
備考			

記入例

事前着工届

		都道府県	A県
設置者名	学校法人B学園	学校名	C専門学校
災害名	東日本大震災	被災日	平成23.3.11
被災状況	<p>校舎①屋根瓦葺 160㎡破損 // ②外壁 50㎡破損 // ③木製窓建具10枚, ガラス24㎡破損 屋内運動場⑨屋根カラー鉄板瓦葺 450㎡破損</p> <p>被災状況（被害内容、数量等）を詳細に記入する。</p>		
事前着工の復旧内容	<p>校舎①屋根瓦葺 160㎡復旧 // ②木製窓建具10枚、ガラス24㎡復旧</p> <p>復旧内容を具体的に記入する。</p>		
工事期間	平成23年〇月〇日～〇月〇日		
事前着工の理由	<p>教室、実習室及び職員室等管理諸室部分の屋根並びに窓建具等が被災したため、学校教育及び施設等の管理上支障が生じている。</p> <p>具体的に記入する。</p>		
備考	<p>【注意事項】 事前着工を行う場合、現地調査時に被災状況を確認することが出来なくなるので、現状確認も含めて被災の全体像、寸法等がわかるような写真等を残しておくこと（建物被害だけでなく設備被害も含め）。</p>		

東日本大震災で被災した 「専修・各種学校」への財政支援について

1. 災害復旧費の国庫補助について

- 東日本大震災により被災した専修・各種学校の施設・設備等の復旧に要する工事費等に対し、国がその1/2を補助します。

- 対象：学校法人・準学校法人立の専修学校及び各種学校※

※各種学校は外国人学校を対象

- 対象事業規模：課程によって異なる

・専修学校専門課程、一般課程	240万円以上
・専修学校高等課程	210万円以上
・各種学校（外国人学校）高等学校相当	210万円以上
・各種学校（外国人学校）中学校及び小学校相当	150万円以上
・各種学校（外国人学校）幼稚園相当	60万円以上

- 補助内容（自己所有のものにかぎる）：

- ① 校舎等建物の新築・補修復旧費、建物敷地、運動場などの土地の復旧費
- ② 塀、電灯、自転車置き場などの建物以外の構造物の新築・補修復旧費
- ③ 教材、教具、机、椅子などの設備の修理・新規購入費（消耗品を除く）

【問合せ先】文部科学省 生涯学習政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室 専修学校第二係
TEL: 代表03-5253-4111(内線2938) E-mail: syosensy@mext.go.jp

2. 日本私立学校振興・共済事業団による融資について

- 東日本大震災により被災した学校法人等の施設災害復旧に係る費用及び当面の経営資金に必要な融資が、日本私立学校振興・共済事業団から受けられます。

- 対象：学校法人・準学校法人立の専修学校及び各種学校※

※各種学校は、職業に必要な技術の教授を目的とするもの及び外国人学校を対象

- 融資率：

(災害復旧) 当初5年間：無利子 6～7年目：1.0% 8～25年目：1.2%
(経営資金) 当初5年間：無利子 6～7年目：0.4%

*その他、事業団への既往債務について、必要に応じ返還猶予を実施しています。

【問合せ先】日本私立学校振興・共済事業団融資部融資課
TEL: 03-3230-7868 E-mail: yushi@shigaku.go.jp



平成23年度当初予算の活用

3. 「教育装置・情報設備等整備費」の活用

- 対象： 専修学校専門課程 H23年度当初予算額：986百万円
- 内容：
 - ・ 教育装置・学内LAN装置の整備費
 - ・ 情報処置関係設備（PC）の整備費
- 補助要件：
 - ・ 教育装置 1個1組の価格が2,000万円以上
 - ・ 学内LAN 光ケーブル等敷設工事費が500万円以上
 - ・ 情報処理関係設備（PC） 1個又は1組の価格が500万円以上 等
- 補助率： 1/2以内

4. 「専修学校留学生総合支援プラン」の活用

- 事業概要 H23年度当初予算額：99百万円

専修学校における留学生の受入れ拡大を図るため、地域における相談窓口等の設置や、日本での就職に求められる能力の習得のための学習機会の整備、企業インターンシップの促進など、留学生の就職・生活支援の取組を総合的に進めるための体制を整備する。

→ 本プランの取組の中で、東日本大震災の被災地等の留学生への対応施策を行う。
(以下①～③参照)

- ① 多言語に対応したWEBサイトを構築し、東日本大震災に関連する留学生への情報提供を行う。
- ② 被災地や一時帰国している留学生に対し、修学手続きや奨学金に関する相談・アドバイスを行う。
- ③ 被災地留学生等の就職対策講座やインターンシップ等を実施する。

※ 事業を受託する法人（各都道府県の専修学校各種学校協会や学校法人）は、広域的なネットワークを構築し、所在する都道府県内全域を対象とした取組を行うこと（複数県にまたがることも可）。

【上記3・4の問合せ先】

文部科学省 生涯学習政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室 専修学校第二係
TEL: 代表03-5253-4111(内線2938) E-mail: syosensy@mext.go.jp

奨学金のご案内

東日本大震災で被災した 専修学校（専門課程）の生徒の皆さんへ

➤ 日本学生支援機構（旧・日本育英会）が、このたびの災害に遭われた世帯の生徒について、緊急・応急採用奨学金として、在學校を通じて推薦を受け付けています。

1. 緊急・応急採用奨学金の受付について

● 奨学金の種類：

第一種奨学金（無利息）、第二種奨学金（利息付）

● 対象者：

- ・ 災害救助法適用地域^{*}の世帯の学生（専修学校は専門課程の生徒が対象）。
- ・ 適用地域の近隣地域で被災した世帯や勤務先が被災した世帯の生徒についても、採用される場合があります。

^{*}日本学生支援機構HP参照 (<http://www.jasso.go.jp>)

● 貸与額（私立専修学校専門課程の場合）： * 自宅通学、自宅通学以外によって異なる

第一種（無利息）	30,000円、53,000円、60,000円から選択
第二種（利息付）	30,000円、50,000円、80,000円、100,000円、120,000円から選択

【問合せ先】 まず、在学している学校にご相談ください。

在學校を通じて推薦されることとなります。

〔注〕（独）日本学生支援機構への直接申込はできません。

2. 減額返還・返還期限猶予の受付について【返還中の皆様へ】

● 手続き方法：

- ・ 「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を日本学生支援機構に提出してください。
- ・ 災害救助法適用地域の近隣地域で被災された方や勤務先が被災した方についても、返還が減額・猶予される場合があります。

【問合せ先】（独）日本学生支援機構（JASSO）（旧・日本育英会）奨学金返還相談センター

TEL: 0570-03-7240（ナビダイヤル）受付時間：8:30～20:00（月～金）

ホームページ（PC用） <http://www.jasso.go.jp/>

モバイルサイト（携帯電話用） <http://daigaku.jc.jp/jasso/>

* 上記の他、各都道府県や各専門学校において奨学金制度が設けられていることがあります。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

生涯学習政策局 生涯学習推進課
専修学校教育振興室